

徳之島町新観光地整備に係る調査検討業務 仕様書

1. 目的

徳之島町（以下「本町」という。）では、滞在型観光地を目指し観光客の周遊化を図るため、新たな観光地の整備として人工サンゴ礁へと自然に発達する水中彫刻の設置を検討しているところである。本業務は、整備内容、実施計画の検討を行うものであり、事業実施に向けた民間事業者との調整を行うことを目的とするものである。

2. 事業実施期間

契約日から令和6年3月25日（月）

3. 事業内容

徳之島町新観光地整備に係る調査検討業務として、次の業務を行う。

(1) 専門家の招へい業務

- ・本町に専門家を招へいし、整備場所の視察や意見交換の機会を創出すること。
- ・町内での滞在日数は3日間とし、専門家のニーズに応じた行程を提案すること。
なお、実際の行程は、提案された内容を基に本町と協議の上、決定するものとする。

(2) 商談及びフォローアップ業務

- ・(1) で実施する商談に参加する専門家に対し、事前の資料作成への助言など、商談実施に係る支援を行うこと。
- ・本業務終了後も、観光地整備に向けたフォローアップを実施すること。

4. 成果品

本業務に基づく次の成果品を求める。成果品の納入は、業務の期間内に行うこと。

- ・委託業務終了後に実績報告書を提出すること（様式任意）
- ・上記(1)(2)のデジタルデータ一式
- ・事業検討の際に使用した資料データ
- ・その他関係書類

5. 留意事項

- ・受託者は、本業務を行ううえで得られた情報を許可なく第三者に開示してはならない。
- ・納入する成果品について全ての著作権（著作権法第21条から28条までをいう）を譲渡すること。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等にかかる著作権等についてはこの限りでない。
- ・受託者は著作人格権を行使しないこと。

- ・事業検討の際に使用した資料データに第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。
- ・受託者は、本事業を円滑に進めるために、委託者と綿密な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、その都度委託者と十分協議した上、その指示に従うとともに、受託者は実施状況の報告を求められた場合は、適宜これに対応する。